

○国際武道大学附属図書館AVライブラリー利用細則

昭和60年5月22日

制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国際武道大学附属図書館規則（昭和59年4月1日制定。以下「図書館規則」という。）に基づき、AVライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の利用について定めるものとする。

(利用時間)

第2条 利用時間は、附属図書館規則第7条に定める開館時間内とする。

(利用資料の制限)

第3条 ライブラリーにおいて利用できる視聴覚資料（以下「資料」という。）は、図書館所蔵及び、図書館職員が許可したものに限る。

(利用手続)

第4条 ライブラリーの利用を希望する者は、所定の手続きを行い、担当者の指示に従わねばならない。

(貸出し)

第5条 資料及び機器の館外貸出しは行わない。ただし、資料について本学教員が学内で授業等に使用する場合は、この限りでない。

(複製の禁止)

第6条 図書館所蔵の資料については、複製は、一切禁止する。